

公 示 日 : 2022 年 9 月 7 日 (水)
調達管理番号 : 22a00448
国 名 : ウガンダ
担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム
調 達 件 名 : ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 11 月上旬から 2023 年 1 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.50、国内 0.50、合計 1.00
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	15 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 9 月 21 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にか
かる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】
メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届
かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-
6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限まで
にご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合

は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月4日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱病。入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

ウガンダ共和国（以下「ウガンダ」という）では、全労働人口の 64.3%（2016/17年）が農業に従事し、農業セクターが GDP の 24.05%（2019/20年）、輸出収入の 34%（2018/19年）を占める等、同国経済上の重要分野となっている¹。そのため、ウガンダ政府は第三次国家開発計画（2020/21年～2024/25年）において農業を優先開発課題の一つとして位置付け、農業生産の商業化

¹ 出典：Uganda Bureau of Statistics: UBOS (2020)

及び競争力を高めることで農業成長率を3.8%から6.0%に高めること、世帯の食料保障率を60%から90%に上げること、自給自足の農家率を68.9%から55%に減少させることを目標にしている²。さらに、同国農業畜産水産省が策定した農業産業化プログラム（2020/21年～2024/25年）³において「農業の産業化による雇用創出、世帯収入、輸出収入と食料安全保障」の促進を掲げている。

本事業の対象地であるウガンダ北部に位置するアチョリ地域は、1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民（IDP: Internally Displaced Persons）が生じた紛争影響地域である。アチョリ地域は農業に適した地域であり、同地域の主産業は農業セクターであるにも関わらず、同地域住民のほぼ全員が長年 IDP キャンプ内での生活を余儀なくされたことにより⁴、農業経験等が乏しい。また、2006年の和平交渉開始以降、徐々に IDP の帰還・再定住が進み、2014年頃には完了したものの、未だに、ジェンダーに基づく暴力、元兵士や紛争中に誘拐された人のトラウマなど心理的・社会的な内戦の負の影響が色濃く残っている。2016年の全国家計調査によると、ウガンダにおける貧困率の全国平均21.4%に対して、北部地域⁵の貧困率は平均32.5%であり、そのうちアチョリ地域の貧困率は33.4%である⁶。また、ウガンダ国内では南北格差が長年の課題であるが、2016年以降は北部地域と国境を接する南スーダン等から多くの難民が流入しており、当該地域に大きな負荷がかかっている⁷。なお、ウガンダ政府は「平和復興開発計画」⁸を2007年より策定し、北部地域の復興・開発を促進している。

我が国は本事業の先行案件にあたる「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト（NUFLIP: Northern Uganda Farmers' Livelihood Improvement Project）」（2015年12月～2021年8月）（以下、「先行案件」）を実施し、アチョリ地域において、市場志向型農業⁹と生活の質の向上の2本柱で構成される「生計向上アプローチ」の開発及び実証により、帰還民の生計向上と同地域の安

² 出典：Third National Development Plan : NDP III (2020)

³ 英名：Agro-Industrialization Program (2020)

⁴ 出典：ウガンダ共和国北部復興支援プログラム中間レビュー報告書、JICA（2014）

⁵ 北部地域は、アチョリ地域、西ナイル地域、カラモジャ地域、ランゴ地域等を示す。

⁶ 出典：平成29年度外務省ODA評価ウガンダ国別評価（第三者評価）報告書、有限会社あずさ監査法人（2018）

⁷ 出典：ウガンダ国西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査ファイナルレポート、JICA（2018）

⁸ 英名：Peace, Recovery and Development Plan: PRDP。

⁹ 農家の意識を「作ってから売る」から「売のために作る」へと変革し、農家自ら実践するための支援の考え方や手法であるSHEPアプローチを採用。

定に貢献してきた。生計向上アプローチは、農業経験の乏しい自給自足的農家が市場を意識した野菜栽培及び販売を行うことによって所得向上を図る（市場志向型農業）とともに、所得の適切な使途等含む家庭の目標設定・家計管理、食糧管理・栄養改善等の農家の生活全般の改善を図る（生活の質の向上）もので、同アプローチを活用した農業普及活動を県政府が実施している。特に、アチョリ地域においては農業生産活動のみに留まらない包括的な農業普及活動は肝要であり、先行案件を通じて、生計向上アプローチの有効性は実証されつつある。先行案件は同アプローチの開発期であり、限られた農業普及員及び農家グループへの技術移転であったが、今後の北部地域全体の安定のためには、同アプローチを活用できる農業普及員数の増加や農民間普及を通じた同アプローチの拡大、農業技術の向上等が必要である。そのため、未だ貧困率の高いアチョリ地域における同アプローチの更なる定着（域内での面的拡大）と質的深化（栽培方法や収支管理等の技術レベル向上）が必要であることから、ウガンダ政府は、「北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト フェーズ2」（以下、「本事業」）の実施を我が国に要請した。本プロジェクトでは、農業畜産水産省（MAAIF）をカウンターパート（C/P）機関として、2021年9月から2段階方式¹⁰で開始され、現在、コンサルタントを派遣中である。今回実施する詳細計画策定調査は2021年3月に遠隔で実施された基本計画策定調査、及び2021年9月からの詳細計画策定フェーズの活動を踏まえ、カウンターパートとの協議や追加情報収集を行い、実施体制、成果と活動等のプロジェクト内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の更新を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年11月上旬～2022年11月中旬）

① 要請背景・内容を把握（要請書・基本計画策定調査報告書等の関連報告書

¹⁰ 基本計画のみを確定した段階で迅速に協力を開始し、協力開始後に詳細計画を策定し本格活動を開始する計画策定方式。

の資料、関連情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ウガンダ側関係機関や他援助機関 (UNHCR、FAO、WFP、IFAD、GIZ、NGO等)等に対する質問票(案)(英文)を作成する。その際、他分野の調査団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票(案)との取り纏めに協力する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること。

- ② プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。また、その他現地協議用資料等の作成に協力する。なお、本協力は第一段階目の計画フェーズ開始前に最初のPDM、POを作成しウガンダ側と合意している。このため、PDMおよびPOを検討する際は、この計画フェーズのものをベースに行うこととする。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2022年11月中旬～2022年12月上旬)

JICAウガンダ事務所等との打合せに参加する。

- ① ウガンダ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ② 事前に配布した質問票への回答回収や、現地で収集した情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容び開発計画・政策・制度の変化の確認
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度の変化の確認
 - ウ) 関連各組織の情報更新
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) ウガンダ農業・難民支援分野の開発計画の進捗情報及び本プロジェクトの位置づけ
 - オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ③ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施改訂案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions))を他分野の団員とともに検討する。
- ④ 関係者との協議で合意された内容について、改訂R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取り

まとめを行う。また、詳細計画策定フェーズの活動を踏まえた上位目標・プロジェクト目標の現時点での達成見込みの把握、及び達成可能性を高めるための提言を行う。

- ⑤ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑥ なお、調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みをPDMに反映させる。

具体的なPDM反映に際してのステップは以下の通り。

（PDMへの反映に際してのステップ）

- ・プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ・ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ・ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

- ⑦ 気候変動対策支援ツール（適応策）

(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html) pp. 1~39の「気候リスク評価の実施」及びpp. 42~44の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。

担当分野に係る調査結果をJICAウガンダ事務所、ウガンダ側関係機関等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年12月上旬～2022年12月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに

協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2022年12月23日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドーハ／ドバイ⇄ウガンダを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年11月18日～12月2日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ① 総括（JICA）
 - ② 協力企画（JICA）
 - ③ 評価分析（本コンサルタント）
- ③ 便宜供与内容

JICA ウガンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（2） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第二グループから配布しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクトフェーズ2基本計画策定調査（評価分析）報告書（2021年4月作成版）
 - ・PDM、PO（基本計画策定調査時作成版）
 - ・ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト終了時調査報告書（2020年11月）
 - ・ウガンダ国北部ウガンダ生計向上支援プロジェクト事業完了報告書（2021年9月）
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プ

ロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上